

## 愛西市に転入し、新生活を始める新婚世帯を支援します

### 愛西市新婚世帯住居費等支援補助金

●結婚に伴う新生活を経済的に支援し、安心して暮らしていただけるよう、新婚世帯に対して住居費および引っ越し費用の一部を助成します。

#### ■対象となる世帯

次の①～⑦全てに該当する世帯

- ① 婚姻届を提出し、受理されている  
※再婚の方も対象
- ② 婚姻日時点で、夫婦共に45歳以下
- ③ 夫婦一方または双方が婚姻日の6か月前の日から申請日までに愛西市に転入届を提出し、受理されている
- ④ 申請時点で、夫婦双方の住民票が申請する住宅の住所と一致している
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない（勤務先からの住居手当は除く。）
- ⑥ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない
- ⑦ 市税の滞納（転入者については、転入前の住所地で市町村税の滞納を含む。）がない



#### ■申請期間

婚姻日から1年以内

（※予算範囲内での交付となるため、予算額に達した時点で受付できない場合もあります。）



#### ■対象となる経費及び補助額

区分	住居費		引っ越し費用
	取得の場合	賃貸の場合	
対象経費	結婚を機に、住宅を取得（購入又は新築）した費用 ※土地代、増改築費、リフォーム代を除く	結婚を機に、住宅を賃借した費用（入居した月の1か月分の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料） ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から除く	住宅に引っ越すためにかかった費用（引っ越し業者、運送業者へ支払った実費） ※家具家電購入を除く
補助上限額	25万円	5万円	5万円

※住居費と引っ越し費用の両方でもどちらか一方でも申請は可能。  
※住居費（取得）の補助を受けた場合は、確定申告等の住宅借入金等特別控除において、住宅の取得費用から当該補助金の額を控除して計算する必要があります。

## ■申請に必要な書類

○共通書類
補助金交付申請書
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（※）
世帯員の市町村税の未納のない証明書（※）
転入者は転入前住所地における未納のないことの証明書が必要です。

※愛西市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

【申請内容によって必要な書類】 原本をお持ちください。確認時にコピーを取ります。

○住居を取得した場合
売買契約書（新築に係る工事契約書）[補助対象者本人名義のものに限る]
取得費用の領収書

○住居を賃貸借した場合
賃貸借契約書[補助対象者本人が契約したものに限り]
家賃等の費用の領収書 （口座引き落としなどの場合は、通帳など支払ったことがわかる書類）
住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ）

○引っ越し費用の場合
引っ越し費用の領収書 （引っ越し日時、場所などが記載され、対象住居への引っ越しがわかること。）

## ■申請窓口

- 愛西市役所 市民協働部 市民課  
愛西市稲葉町米野308番地 電話 0567-55-7112 (ダイヤル)
- 立田支所  
愛西市石田町宮東68番地 電話 0567-55-7143
- 八開支所  
愛西市江西町大縄場155番地1 電話 0567-55-7144
- 佐織支所  
愛西市諏訪町池埋500番地1 電話 0567-55-7145

## ■問い合わせ先

- 愛西市役所 市民協働部 市民課  
〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地  
電話 0567-55-7112 (ダイヤルイン)



あいさいさん